

# 深川市防災会議条例

昭和38年7月24日  
条 例 第65号

## (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、深川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

## (所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 深川市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

## (組織)

第3条 防災会議は会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 陸上自衛隊の部隊の長
  - (3) 北海道知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (4) 北海道警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (6) 市の教育委員会教育長
  - (7) 深川地区消防組合の職員のうちから市長が任命する者
  - (8) 深川地区消防組合の消防団長のうちから市長が任命する者
  - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (11) その他市長が特に必要と認める者
- 6 委員の定数は、25人以内とする。

## (議事等)

第4条 防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年6月11日条例第19号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年4月10日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年12月21日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月25日条例第8号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月27日条例第37号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 深川市水防協議会条例(平成元年深川市条例第26号)は、廃止する。

附 則(平成25年3月22日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 深川市防災会議運営規程

昭和39年4月 14日  
防災会議規程第1号

(趣旨)

第1条 深川市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営について、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)及び深川市防災会議条例(昭和38年深川市条例第65号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会長の職務代理者)

第2条 防災会議の会長(以下「会長」という)に事故があるときは、防災会議委員(以下「委員」という)である深川市副市長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第3条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。

(議事)

第4条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することはできない。

(会長への委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、簡易なものについては、会長が定める。

附 則 (平成19年3月6日防災会議規程第1号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

# 深川市災害対策本部条例

昭和38年7月24日  
条 例 第66号

## (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき深川市災害対策本部（以下「本部」という）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (本部長等の職務)

第2条 本部長は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

- 2 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、事務に従事する。

## (部の設置)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

- 2 部の数及びその名称は、本部長が定める。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当る。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。
- 5 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

## (委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、本部長が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成25年3月22日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 「市民防災の日」推進要綱

### 1 趣 旨

市民ひとりひとりが日常生活のあらゆる面において、地震、火災、風水害などの万一の災害に備えて日頃の「心構え」や「身辺」をもう一度点検するなど正しい防災知識をもち災害の予防や応急措置について認識を深め、これを習慣化する気運を高めるため「市民防災の日」を創設する。

### 2 期 日

毎年8月1日とする。

### 3 推進の方法

防災知識の普及推進は次の方法により行う。

- (1) 広報紙、新聞等による広報
- (2) 広報車の巡回
- (3) サイレンの吹鳴
- (4) 避難訓練、救出訓練等の実施
- (5) 防災設備、資器材の点検整備
- (6) その他普及推進に必要な事項の実施

昭和51年 3月30日  
深川市防災会議決定